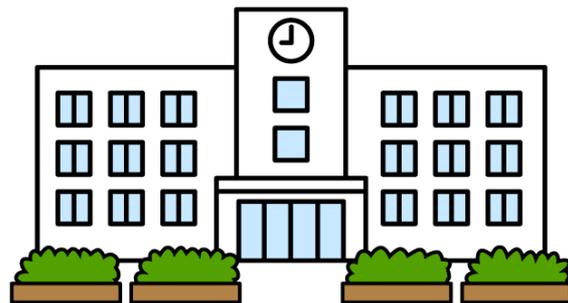


災害時における感染症への 対応について

大田区 防災危機管理課

避難所における感染症拡大の危険性

自然災害
発生



避難所
水害時緊急避難場所

「3密」状態の発生



感染症拡大

感染症拡大防止のための避難のポイント

① 居住継続

避難とは「難」を「避」けること

⇒安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません

自宅が安全な場合・・・その場避難

- ・「居住継続」(自宅での生活を続けること)
- ・食料品や生活用品等備蓄品の準備
- ・家具転倒防止策の実施

感染症拡大防止のための避難のポイント

② 分散避難

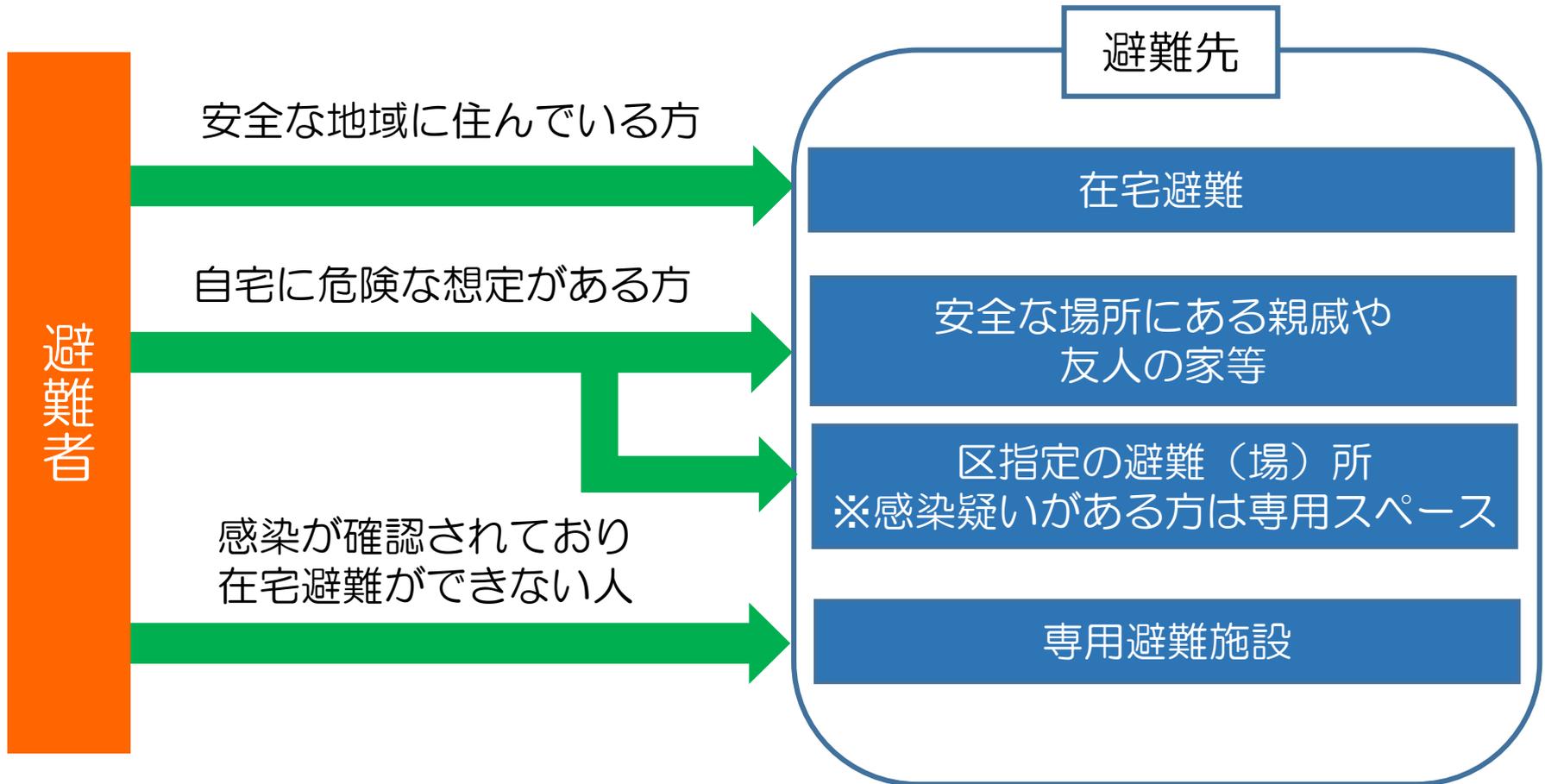
避難先は、小中学校だけではありません。
⇒ 親戚・知人宅等への避難も検討しましょう。

安全な場所が確保できる場合・・・分散避難

- ・被害想定のない地域に親戚・知人の家や宿泊施設を避難先として検討しましょう。
- ・非常持ち出し品を準備しておきましょう。

感染症拡大防止のための避難のポイント

★災害時の避難先の考え方(まとめ)



避難所における感染症対策

1. 避難所の運営体制の充実

- 職員用の「避難所における感染症対策マニュアル」を作成し、対応を図る。
- 避難所内に健康観察室を設け、感染拡大を防止する。
- 衛生資材（マスク・消毒液・検温器）を配備する。

避難所における感染症対策

2. 受付時スクリーニングの実施①

到着時
(入口等)

検温の実施

37.5℃以上

【要経過観察】
健康観察室へ

37.5℃未満

受付へ

避難所における感染症対策

2. 受付時スクリーニングの実施②

受付

健康チェックシートによる詳細ヒアリング

該当項目有

該当項目無

【要経過観察】

症状有...健康観察室Aへ
症状無...健康観察Bへ

【感染リスク無】

一般避難スペースへ

避難所における感染症対策

3. 基本的な感染症対策の呼びかけ

① 3密を防ぐ対策の実施

避難スペースでは、人と人との間隔を2m以上(両手間隔)取り、避難者一人当たりのスペースを十分に確保する。

② マスクの着用、手洗いうがい、咳エチケット

消毒液の設置、感染予防ポスターの掲示、注意書きの配布

③ 十分な換気の実施

入口はなるべく開放し、通風の確保と定期的な換気

④ 共用部分の定期清掃

多くの人に触れる部分の定期的な消毒

特に配慮を要する方への対応

介護の支援が必要な方等（要配慮者）

- ・水害時緊急避難場所内に要配慮者スペースを設置する。
- ・重度の避難行動要支援者については、福祉避難所にて対応を行う。

避難所で症状が悪化した方

- ・健康観察室へ移動させ、必要に応じて保健所へ電話相談、医療機関への搬送を行う。

避難所へ避難される際のお願い

① 飲食料や衛生物品の持参

備蓄倉庫の物品は限られています。水害時は事前準備が可能ですので、各自で飲食料や衛生物品（マスク・消毒シート等）を持参しましょう。

② 車での避難：原則不可

避難所はスペースが限られております。原則徒歩での避難しましょう。

③ 避難所内のルール

避難所での感染症拡大を防ぐため、感染症対策等避難所ルールへのご協力をお願いいたします。